

環境関連法規制等登録簿

1. 法律・条例

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
事業活動全般	環境基本法	第8条 第9条	事業者の責務 国民の責務
	東京都環境基本条例	第6条 第7条	事業者の責務 都民の責務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第89条 第90条	指定作業場の設置の届出 指定作業場の変更の届出
	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	第4条 第10条	国民、民間団体等の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	第4条	事業者の責務
	小金井市環境基本条例	第3条	基本理念
		第6条	事業者の責務
		第7条	教育機関の責務
		第13条	環境影響評価
		第18条	情報の収集及び提供
		第21条	点検評価の実施
		第25条	環境学習
エネルギーの使用	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第4条 第7条	エネルギー使用者の努力 特定事業者の指定(事業者単位の規制に変更)
		第8条	エネルギー管理統括者の選任・届出
		第9条	エネルギー管理企画推進者の選任・届出
		第12条	エネルギー管理員の選任・届出
		第13条	第2種エネルギー管理指定工場等の指定
		第15条	中長期的な計画の作成
		第16条	エネルギー使用状況等にかかる届出・定期報告
		第6条	特定事業者の指定にかかるエネルギーの使用量(特定事業者の指定要件は原油換算1500KL/年以上)
	水質汚濁防止法	第14条の2	事故時の措置
		第14条の3の2	定期点検(危険物施設)
危険物質等(灯油)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第5条	事業者及び国民の責務
	環境物品等の調達の推進に関する基本方針		環境物品等の調達の推進 「判断の基準」・「配慮事項」の順守
消耗品、準備品、備品	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第5条	事業者及び国民の責務
	環境物品等の調達の推進に関する基本方針		環境物品等の調達の推進 「判断の基準」・「配慮事項」の順守

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
地球温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条 第6条 第23条 第26条 第36条	事業者の責務 国民の責務 事業活動に伴う排出抑制等 温室効果ガス算定排出量の報告 (事業者単位での算定・報告) 事業者の事業活動に関する計画等
	地球温暖化対策の推進に関する法律 施行令	第5条	特定排出者（原油換算エネルギー使用量が1500KL/年以上の事業者）
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第5条の5 第5条の8 第5条の9 第5条の11 第5条の12 第5条の16 第5条の22 第5条の24 第5条の25 第6条 第6条の2 第8条の23 第8条の24 第1項	地球温暖化対策の推進 指定地球温暖化対策事業所の指定等 (特定地球温暖化対策事業所) 指定地球温暖化対策事業所の変更等 特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減（総量削減義務の導入） 削減義務率 基準適合の検証（登録検証機関） 振替可能削減量の振替等の申請（排出量取引導入） 削減目標の設定 温室効果ガス排出量の把握 地球温暖化対策計画書の作成等 統括管理者等の選任等 「統括管理者」の選任義務（第1項） 「技術管理者」の選任義務（第2項） 地球温暖化対策報告書の作成等 地球温暖化対策報告書の公表

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
地球温暖化対策	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 施行規則	第4条 第4条の2 第4条の3 第4条の5 第4条の6 第4条の7 第4条の8 第4条の9 第4条の10 第4条の16 第4条の17 第4条の18 第4条の22 第4条の23 第4条の24 第5条の17 第5条の19 第5条の20	指定 地球温暖化対策事業所 (原油換算エネルギー使用量 1500KL/年以上が該当事業所) 特定 地球温暖化対策事業所 削減計画期間 特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出 指定 地球温暖化対策事業者の指定等の通知 指定 地球温暖化対策事業者の変更等 指定の取り消し 義務履行期限 振替可能削減量 削減義務率 基準排出量 基準排出量の決定の申請 削減目標の設定 地球温暖化対策計画書の提出 統括管理者等の選任 地球温暖化対策計画書の作成等 地球温暖化対策報告書の提出 地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表
空調設備	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第4条 第19条 第19条の3 第37条 第10条 第11条 第12条 第13条	事業者の責務 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等 第一種特定製品整備者・廃棄等実施者の費用負担 特定物質の排出の禁止（所有） 特定物質の排出の禁止（整備） 特定物質の排出の禁止（廃棄） 回収業者への委託
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材（石綿含有廃棄物を含む）	循環型社会形成推進基本法 資源の有効な利用の促進に関する法律 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第11条 第12条 第4条 第5条 第4条	循環型社会の形成 適切な役割分担等 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制 循環資源の循環的な利用及び処分 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則 施策の有機的な連携への配慮 事業者の責務 国民の責務 事業者等の責務 消費者の協力 事業者及び消費者の責務

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第6条	発注者の責務
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材（石綿含有廃棄物を含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第2条の3	国民の責務
		第3条	事業者の責務
		第6条の2 第6, 7項	事業者の一般廃棄物の運搬処分の委託
		第6条の3	事業者の協力
		第11条	事業者及び地方公共団体の処理
		第12条	事業者の処理
		第12条の2	事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理
		第12条の3	産業廃棄物管理票（産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出（第6項）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第2条の4	特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物（P C B他）、廃石綿（工作物含む）等）
		第3条	一般廃棄物の収集、保管、運搬、処分等の基準（石綿含有一般廃棄物（石綿0.1%以上含有）含む）
		第4条の3	特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準
		第4条の4	事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準
		第6条	産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（石綿含有産業廃棄物（石綿0.1%以上含有）含む）
		第6条の2	事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準
		第6条の5	特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準（廃石綿等含む）
		第6条の6	事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条	産業廃棄物保管基準
		第8条の4の2	委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物（石綿0.1%以上含有）が含まれる場合は、その旨を委託契約書に記載しなければならない。
	東京都廃棄物条例	第8条	事業者の基本的責務
		第10条	事業系廃棄物の減量等
		第11条	都民の基本的責務
		第12条	商品の選択
		第14条第1項	産業廃棄物管理責任者の選任
		第17条	産業廃棄物管理票

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材（石綿含有廃棄物を含む）	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第11条 第17条第2項 第20条 第27条 第40条 第42条 第66条	基本的責務 事業者の減量義務 一定規模以上の事業用建築物の所有者等の義務 事業系廃棄物の処理 事業系一般廃棄物保管場所の設置 一般廃棄物管理票 一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置
	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	第9条 第10条 第11条 第12条 第20条 第21条	一定規模以上の事業用建築物 廃棄物管理責任者 一定規模以上の事業用建築物における減量及び再利用計画 再利用対象物の保管場所 事業系廃棄物保管場所の設置基準 一般廃棄物管理票対象事業者
エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機	特定家庭用機器再商品化法 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第6条 第12条 第13条	事業者及び消費者の責務 特定物質の排出の禁止（廃棄） 回収業者への委託
生ゴミ（関連業者）	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第4条	事業者及び消費者の責務
冷温水発生機（西館）	大気汚染防止法	第3条 第6条 第8条 第13条 第16条 第17条の2	排出基準 ばい煙発生施設の設置の届出 ばい煙発生施設変更等の届出 ばい煙排出の制限 ばい煙等の測定 事業者の責務
冷温水発生機（西館）	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第68条 第94条 第98条	規制基準の遵守等 ばい煙濃度の測定等 事故届等
自家用発電機 (エネルギーセンター、西館)	電気事業法 電気関係報告規則	第48条第1項 第4条	事業用電気工作物の設置・変更の工事届出 公害防止等に関する届出
ヒートポンプチラー（西館）	騒音規制法	第6条 第8条 第10条	特定施設の設置の届出 特定施設の数等の変更の届出 氏名の変更等の届出
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第2条 第4条	定義等 事業者の責務

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法	第11条 第12条	毒物又は劇物の取扱 毒物又は劇物の表示
屋内環境	大気汚染防止法	第2条	「特定粉じん排出等作業」とは、特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業のうち政令で定めるもの（第12項） 2006年10月1日の法改正により特定粉じん排出等作業に該当する作業等の範囲が拡大された。 ※ 建築物以外の工作物の解体等の作業を追加 含有する石綿の質量が建築材料の質量0.1%を超えるものが特定建築材料に該当（建築材料に意図的に石綿を含有させているものは、従来どおり、含有率の大小を問わず特定建築材料に該当。）
		第18条の14 第18条の15	特定粉じん排出等作業に係る規制基準 特定粉じん排出等作業の実施の届出（都道府県知事）
	大気汚染防止法 施行規則	第10条の4	特定粉じん排出等作業に係る規制基準 ※ 作業基準に定める掲示板の設置状況を示す見取図を届出書に添付することを義務付け 届出書の提出部数等
		第13条 第16条の4	作業基準（建築物以外の工作物に適用される作業基準は、従来の建築物における作業基準と同様）
施設等の緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例 (自然保護条例)	第13条 第14条	施設等の緑化義務 緑化計画書の届出（千m ² 以上の敷地で新築・改築の際）
建築物による環境配慮	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第20条 第21条	環境配慮の措置（5千m ² 以上の新築） 建築物環境計画書の作成等
感染性廃棄物(注射針・採血管)の廃棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第12条の2 第12条の3	事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出（第6項）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条の13	特別管理産業廃棄物保管基準
	東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	第3条	責任者設置（変更）報告書の提出

2 その他の要求事項

主な環境側面	要求事項	主要条文	適用内容
アスベスト（建築材中にふくまれるもの）	東京都指導指針 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針（H19.11.14改正）		建築物の解体、改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物（飛散性のもの及び非飛散性のもの）の適正処理
エネルギー全般	環境自主行動計画 H19.10.31	【目標】	教育や研究の内容に応じて、CO ₂ 排出量が、2007年度を基点として、2008年度から2013年度の間において、毎年度比でマイナス1%になるよう、削減のための努力をするとともに、学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた取り組みを行う。